

介護保険事業費等（標準給付費＋地域支援事業費）の3カ年合計額				
16,448,251千円				
公費負担 50%			被保険者負担 50%	
市負担	県負担	国負担	第1号被保険者の保険料 20% 3,289,650千円	診療報酬支払基金交付金 (第2号被保険者保険料) 30%
12.5%	12.5% (17.5%)	25% (20%)		

注：（ ）内は、施設給付費の負担割合



○法定負担割合20%の金額に諸計数を乗じて、約29億7千万円が必要となりますが、介護給付費準備基金の取り崩し4億600万円と介護従事者処遇改善臨時特例交付金3700万円を充当することにより、3年間の保険料負担額を約25億3千万円としました。

第1号被保険者保険料として必要な額	
2,970,018千円	
3年間で保険料として負担していただく額	2,527,018千円
基金の取り崩し額	406,000千円
臨時特例交付金額	37,000千円

○第1号被保険者の介護保険料

単位：千円

第1号被保険者の介護保険料の算定	報酬改定後	臨時特例交付金算入後	
第1号被保険者数（人）	58,305		58,305
所得段階別加入割合補正後被保険者数（人） C	51,170		51,170
第1号被保険者負担分相当額 (A+B)×20% D	3,289,650		3,289,650
調整交付金相当額 A×5% E	799,083		799,083
調整交付金見込額 A×7% F	1,118,715		1,118,715
財政安定化基金拠出金見込額 G	0		0
財政安定化基金償還金 H	0		0
◎第1号被保険者保険料として必要な額 D+E-F+G+H I	2,970,018		2,970,018
介護給付費準備基金取崩額 J	369,000	37,000	406,000
介護従事者処遇改善臨時特例交付金 K		37,000	37,000
保険料収納必要額 I-J-K L	2,601,018	△74,000	2,527,018
保険料収納率 M	98.0%		98.0%
保険料調定必要額 L/M N	2,654,100		2,578,590
保険料基準額（年額） N/C（円）	51,868	△1,468	50,400
保険料基準額（月額） N/C/12（円）	4,322	△122	4,200

⑤段階区分別の介護保険料と低所得者の軽減措置

第1号被保険者の介護保険料は、本人の課税状況や所得状況、世帯の課税状況等に基づく段階設定により負担額が異なります。

第4期計画の事業運営期間の介護保険料については、保険者の判断により、被保険者の所得段階に応じた軽減を図ることができることとなりました。これにより、よりきめ細かな対応ができるよう、現行の6段階のうち所得階層の範囲の広い第4段階（基準額）と第5段階（基準額×1.25）を細分化し、保険料の段階設定を8段階に区分します。

本市の所得状況等に応じた負担額は次のとおりです。

単位：円

所得段階	対象	月額	年額
第1段階 基準額×0.5	市民税世帯非課税で生活保護受給者及び老齢福祉年金受給者	2,100	25,200
第2段階 基準額×0.5	市民税世帯非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円以下の方	2,100	25,200
第3段階 基準額×0.75	市民税世帯非課税で第1、第2段階に該当しない方	3,150	37,800
第4段階 基準額×0.8 【第5段階の軽減保険料】	市民税世帯課税であるが、本人は非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円以下の方	3,358	40,300
第5段階 基準額	市民税世帯課税であるが、本人は非課税で第4段階に該当しない方	4,200	50,400
第6段階 基準額×1.08 【第7段階の軽減保険料】	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が125万円未満の方	4,533	54,400
第7段階 基準額×1.25	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	5,250	63,000
第8段階 基準額×1.5	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上の方	6,300	75,600